

【提案】大都市部における待機児対策「私立幼稚園 預かり保育の有効活用」

1.【幼稚園の実態を把握し、そこを足場にスタートする】

幼稚園（学校教育法に位置付く）として実施できていること

4時間の教育時間+4時間程度の預かり保育の実施

2.【方策】 8時間程度の保育は実態として実現ができていますが、保育期間中の実施が中心であり、年間を通じての開所にはとどいていない。

そこで喫緊の課題への対応として、「250日型開所」へ向けて日数の伸長をはかれるように動機付ける。（例： 220日 230日 240日 250日）

3.【効果】 子育て期間中の就業は、毎日・フルタイムの勤務ばかりではなく、短時間勤務の人、パートやパート勤務の人、在宅勤務、自営の人など、保育指数が高く出ない人や、時間に融通が利きやすい人がいる。このような就業形態の子供を8時間であっても、ほぼ年間を通じて幼稚園が開所すれば効果が出せる

- 1 認可・認証に通っていた一部の人が幼稚園に移動し、その結果、空いたところにフルタイム拘束を伴う勤務の人の子供を新たに預かれるようになる。
- 2 小規模保育所からの受け入れ先の選択肢が増える。（3歳の壁対応）
- 3 選択肢が増えることにより今後の潜在的な保育需要の緩和策となる。
- 4 現行の8時間の開園が通年実施となれば、
子供自身の幼児教育 保護者の社会とのつながりによる仕事や自己実現
家庭のマネジメント が、各家庭においてコントロールしやすくなる。
- 5 幼稚園においても、現行の学校教育法に位置付く幼児教育を支える仕組みを維持しつつ、時代の要請への対応とともに、待機児対策への協力ができる。

4.【課題】

1) 経費をどう支援するか

新制度での経費は、トータルでみていく設計である。大都市部の私学助成の幼稚園の場合、「一時預かり事業」単独だけの運用では無理がある。さらに現在、休園日となっている期間を開園することになるため、単に保育担当者をあてるだけでなく、事務受付等を含めた人員対応等もみる必要がある。

2) 経費から積算される利用料金の差についての整合性をどうはかるか

預かり保育料金と、こども園での2号の利用料金との整合性について
幼稚園で圧倒的多数である家庭で子育てをしている人の預かり利用料金と、
同一園内で、保育要件のある人との利用料金の整合性について

3) 従来から課題となっている大都市部の「広域性」をどう確保するか

基礎自治体が制度の主体であるため近隣市区町村間で取り組みに差が出ている。
特に、市区界が見えにくい大都市部では都道府県の関わりや役割の検討が必要。

意見書

【熊本の地域型保育は、復旧補助の対象外である問題等】

(要望)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象となる
法人格の制限撤廃と、対象施設の拡大
土地、地盤改良に対する補助金の整備
地域型保育に対する災害復旧支援の整備
保護者、子ども、保育者の心のケアへのサポート
賃貸物件に対する社会福祉施設等災害復旧費の適用
耐震化工事への補助整備
一時的な園児流出に伴う運営費カットの差し止め
災害時の保育従事者加配の承認と補助の整備

(詳細)

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金の対象が、**社会福祉法人、学校法人、市町村のいずれかに限定**されている。NPO 法人や一般社団法人などが運営する施設が対象となっていない。また、社会福祉施設等のうち、児童福祉施設等の中に、**小規模保育所を含む地域型保育が入っておらず、被災地の子どもの保育を受ける権利が著しく損なわれている**。小規模保育事業においては児童福祉法第6条の3の10にも明記されており、児童福祉施設の範疇に含めることは当然であり、他の児童福祉施設と同様、災害復旧費の国庫補助金の対象として認めていただきたい。

保育所整備費交付金、安心子ども基金のいずれにも土地取得、地盤改良が対象となっていない。今回の熊本地震では代替用地を必要としている施設、大規模な地盤改良工事が必要な施設が多いが、建物に対する補助金はあっても、土地、地盤改良に対する補助が見当たらない。保育の再開にあたって子どもの安全を最大に考慮し、土地、地盤改良に対する補助を検討いただきたい。

既存の補助金や交付金が申請可能であることが地域型保育事業者にも周知されていないことに加え、地域型保育事業に対する災害時の支援、補助整備ができていないので、早急な対応をお願いしたい。

地震後に保育所を再開した園によると、園児の午睡が通常より長くなったり、不安を抱える母親が精神的に疲弊している状況が見えている。保育者が話を聞くなどの対応をしているが、保護者や子ども、そして保育者に対する専門家の助言やサポートをお願いしたい。

賃貸物件に開設する小規模保育園が多いことから、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金において、借家での修繕工事に対する費用（園拠出部分）も交付対象に組み込んでいただきたい。

余震が続いているので、園舎の耐震強化工事に対する補助制度を早急に検討していただきたい。保育所整備費交付金や安心子ども基金の「大規模修繕」に対して申請を出したくても、被災地の自治体機能の復旧を待っている、着工がいつになるか見通しがたない状況である。工事後、遡及して工事費の補助を承認していただけるような仕組みを検討していただきたい。また、耐震強化工事などを大規模修繕に対する補助金として認めていただきたい。

自宅倒壊などの理由で近隣市町村へ避難し、一時的に避難先の保育園に通っている在園児に対する給付停止を差し止めていただきたい。もしくは、補填できるよう対応をお願い致したい。4月～7月まで一時的な避難により、在籍園児減少となると、元来交付される運営費がカットされると自治体から通知があったが、保育士は解雇することはもちろんなく、従来通り働いている。運営費停止はあまりにも厳しい状況となっているため、復園が分かっている園児に対しては給付停止をとりやめていただくか、補填をご検討していただきたい。

余震が続く中、避難等子ども達の安全を第一に考え、独自に通常の基準配置人数+1名（保育士）を配置して保育を行っている園がある。余裕のない職員人数に+1名の配置は厳しいものがあり、職員の有給休暇もままならない状況の体制での保育となっている。このような非常時における子どもへのケアを優先した職員加配への補助を検討していただきたい。

【小規模保育の年齢制限を緩和すべき】

- ・ 子ども子育て新制度によって創設された地域型保育（小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育・家庭的保育）は、開園や運営に柔軟性が高く、待機児童解消に大きく貢献しています
- ・ 特に小規模認可保育所は初年度で1655箇所（認可保育所の6%程度）と激増しています
- ・ 一方で、地域型保育は事業所内保育を例外として、「0～2歳まで」と定められています

- ・ これは制度設計の背景に、待機児童の多くが0～2歳までに集中していたこと、3歳以降は幼稚園などに転園することを前提にしていたことがありました
- ・ しかし、都市部においては3歳児でも待機児童が発生していること。幼稚園が3歳児以降の受け皿になっていないこと等があり、前提が崩れています
- ・ そこで、地域型保育でも3歳児以降を受け入れられるように制度改正を行う。例えば、3歳～5歳までの子どもを12人預かる小規模認可保育所を作れるようにします
- ・ 既に企業主導型保育所や、同じ地域型保育の事業所内保育所では5歳まで預かれるようになっているので、小規模のみ0～2歳に制限することは、意味をなさなくなっています
- ・ 小規模保育が全年齢対応になることで、より待機児童の解消に貢献しえます

【企業主導型を連携園になれるようにしてください】

- ・ 上記で言及したように、小規模保育の連携園確保は困難を極めています。
- ・ 現在、連携園対象は、子ども園や保育所、幼稚園に限られています
- ・ 今後、増えることが予想される企業主導型保育も連携園とされるようにしてください
- ・ そうすることで小規模卒園後に、保育園難民になることを防いでいくことができるでしょう。

【居宅訪問型をバージョンアップすべき】

- ・ 子ども子育て支援制度によって新設された「居宅訪問型保育」は、保育所で預かりが難しい障害児や、行政による措置を必要とするような、厳しい環境の子ども達を支える手段として、有効に機能し始めてきています
- ・ 一方、現在は、居宅訪問型は基本的に1対1に限定されてしまっていますが、例えばAという家庭に訪問保育をするが、近所のBという家庭の障害児も預かれる、という複数子対応も可能にすれば、限られた予算でより多くの障害児達を助けられます
- ・ また、場所も居宅だけでなく、居宅外での保育もできるようすれば、例えば、長期入院時にミニ院内保育サービスとして展開することも可能になるし、乳児院や一時保護所をいったりきたりする場合等でも手厚い保育を行うことができます
- ・ 居宅訪問型用の定員数も1～3人とし、場所も居宅に限らない、とすることで、より厳しい環境にある子ども達に寄り添えるセーフティネットになることでしょう

【特例制度による保育士試験の保育士証交付までのタイムラグ問題】

- ・ 幼稚園教諭免許状を有し、特例制度の対象施設で3年かつ実労働時間4,320時間以上実務経験があれば、指定保育士養成施設で所定の8単位を履修することにより、保育士試験の筆記試験全科目免除を経て、保育士資格を取得できる特例制度が施行

されています

- ・ しかし「全科目免除になっても、受験手続きは必要です」とされているため、受験申請 合格通知書交付 保育士証発行、というプロセスを辿るため、無駄に半年程度の時間がかかっています
- ・ 事例) 幼稚園教諭免許状を持っていたスタッフ A さん
 - 2015年3月1日: ○○大学(指定保育士養成施設)で8単位を取得、保育士試験免除科目専修証明書が発行される
 - 4月: 保育士試験の受験申請
 - 7月17日: 保育士試験「合格通知書」交付
 - 10月13日: 保育士登録され保育士証が発行される
- ・ この無意味なタイムラグを解消してください

以上

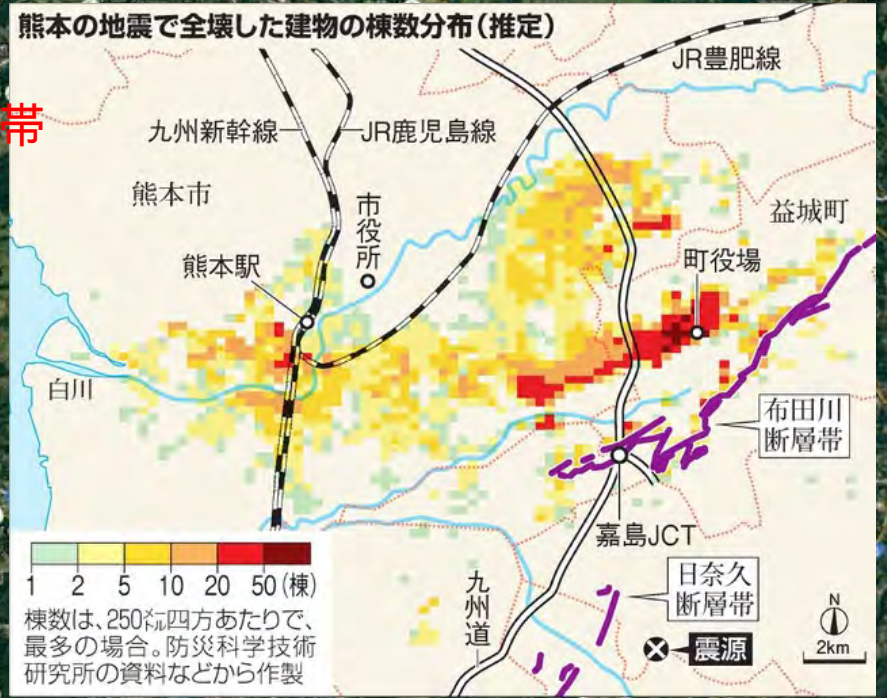
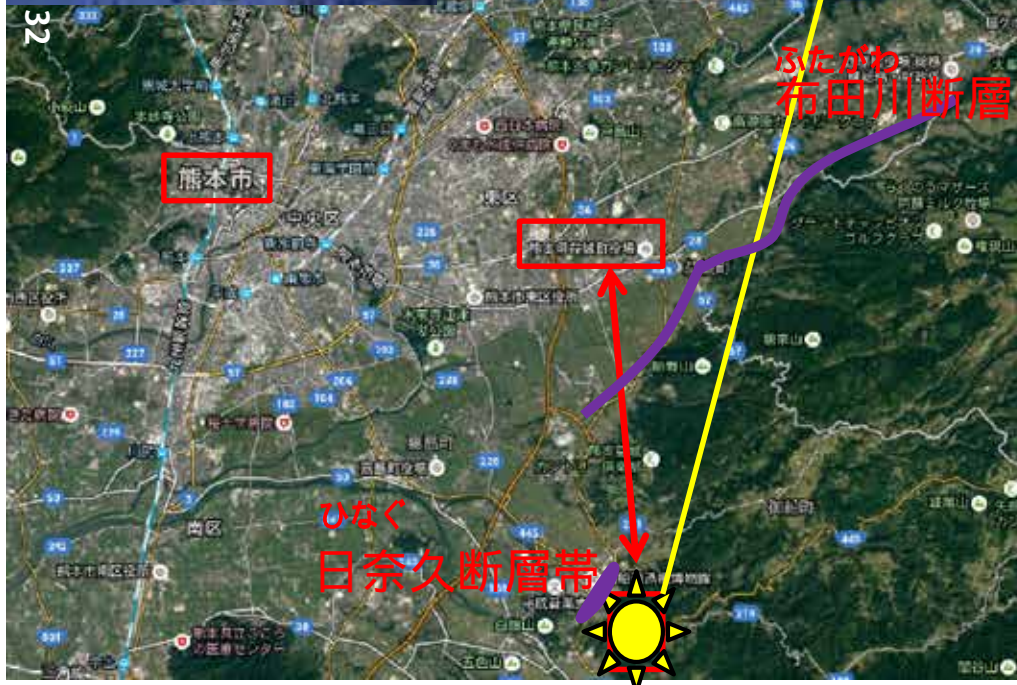
NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

熊本地震における認定こども園における 課題と支援対策

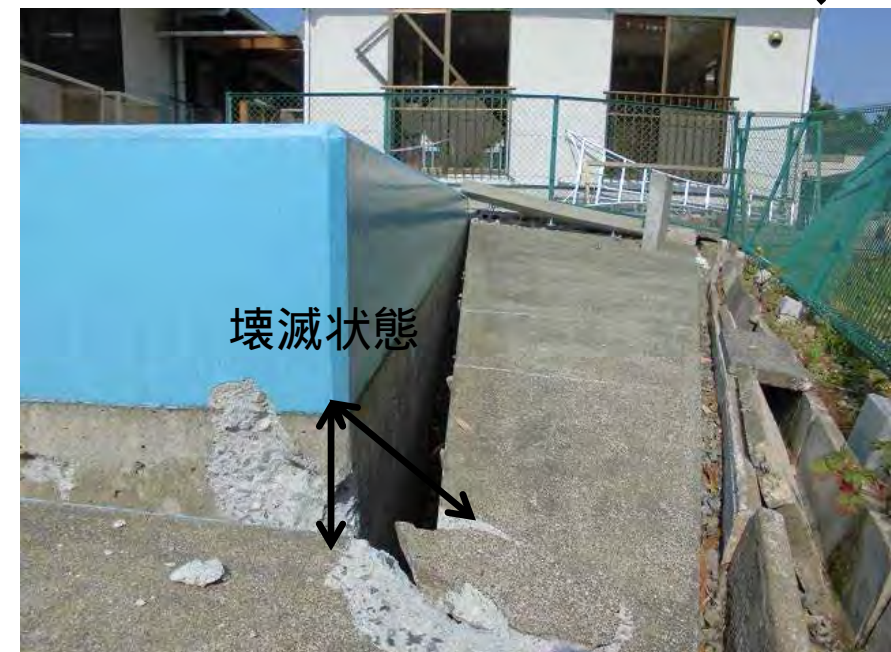
一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

被害園の位置関係

御船町の認定こども園は最大被害を受けた益城町から直線で10km



被害園の状況 園庭・外観



被害園の園内の状況



窓枠は全て崩壊
園舎の下を横断し
亀裂が走っている

【 ハード面の支援 】

1. 復興にあたっては幼児に安心して教育・保育活動が展開できる環境整備が必要であるが
そのためには財政支援は必要不可欠である。

しかしながら認定こども園でありながら、類型(幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)
によって財政措置にありかたに違いがある。

幼保連携型認定こども園および保育所型認定こども園・・・3/4(75%) 補助
幼稚園型認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7/12(58.3%) 補助

(熊本地震における補助率、通常は1/3)

全ての施設に3/4公平な財政支援を



子ども・子育て支援新制度の理念は、すべての子どもに対し、質の高い幼児教育・保育を保障
することにあります。
その理念の実現のため、類型の違いではなく公平に補助されるよう、制度の見直し早急に図る
ことを要望致します。

2. 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。当然環境を通して行われ、環境には園舎の設置場所は当然のことです。

今回の園地に多数の地割れが確認され、り面崩壊も懸念される状況の認定こども園について、次の課題がある。

当該園地の復旧が技術的に不可能な場合、別の土地への移築による園舎復旧に伴う土地取得は補助の対象とはならず、該当地に至っては農地法で制限されているため取得には長時間を要する。また復旧が技術的に不可能な場合は技術的な証明が必要という指導をうけている。



園庭に亀裂が走っている土地を購入する人は考えられず、国・都道府県・市町村が買い上げ、代替え地の確保等にするよう、また市町村が実施した場合は交付税措置することは必然と考えます。

公立・私立・施設の違いや認定こども園の種類の違いに関わらず、公平に支援されるよう見直し早急に図ることを要望致します。

私にも出来る「READYFOR クラウドファンディング」

クラウドファンディングには一人でも多くの方が被災地園の支援プロジェクトを知っていただく事が大切です。

<https://readyfor.jp/projects/8925>

熊本震災で損壊した認定こども園に仮園舎建築の費用を届けます！

クラウドファンディングとは

クラウドファンディングとは、インターネット上で自分の夢や活動を実現することで、感動した人や応援したいと思ってくれる人を募り、支援金を集めることができる仕組みです



クラウドファンディングでできること



資金調達

やりたいことを実現するために、必要な時期に必要な金額を集めることができます。



PR

賛成を集めるための行動を通じて、より多くの方にあなたの活動を知ってもらえるようになります。



ファン作り

あなた自身の思いや活動の背景を伝えることで、長期的に応援してくれる仲間を得られます。



こちら読み取り多くの方にお知らせください



木村 義恭

支援総額

265,000円

目標金額

1,250,000円

支援者数

13人

残り日数

59日

21%

このプロジェクトを支援する

(※ログインが必要です)



ご友人・お知り合いの方や、興味を持ってくださる方に支援と情報拡散のお願いをしましょう！



依頼した方からその方の周りの方へ、その周りの方へ...と支援の輪が広がっていきます！



支援があつまってくると、READYFORユーザーの目にもとまりやすくなります！